



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

425 平成28年和歌山県告示第1008号（かつらぎ町に係る農業振興地域の区域の変更）の一部 改正	(農林水産振興課) 1
426 川辺町周辺土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課) 1
427 令和6年度狩猟免許試験の実施	(鳥獣害対策課) 1
428 保安林の指定予定の通知	(森林整備課) 3
429 //	(//) 4
430 //	(//) 4
431 道路の位置の指定	(都市政策課) 5
432 //	(//) 5
433 //	(//) 5
434 一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会) 5
435 //	(//) 6

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課) 6
//	(//) 7

告 示

和歌山県告示第425号

平成28年和歌山県告示第1008号（かつらぎ町に係る農業振興地域の区域の変更）の一部を次のように改正する。

なお、別図は省略し、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産振興課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和6年4月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 告示中「農林水産総務課」を「農林水産振興課」に改める。
- 2 別図を別図のとおり改める。

和歌山県告示第426号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、川辺町周辺土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和6年4月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第427号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、令和6年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和6年4月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 狩猟免許試験の日時及び場所

次のとおりとする。ただし、網猟免許に係る試験は、和歌山県民文化会館以外の会場では実施しない。

開催月日	曜日	開始時刻	会 場 名	所 在 地
7月14日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
7月14日	日	正午	日高町中央公民館	日高郡日高町大字高家629
7月14日	日	正午	東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
8月18日	日	正午	和歌山県民文化会館	和歌山市小松原通一丁目1番地
8月18日	日	正午	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1

2 試験科目

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 技能試験

ア 鳥獣の判別

鳥獣の図画等により狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣に誤認されやすい鳥獣のうち16種類の判別について行う。

イ 猿具の取扱い

(ア) 網猟免許に係るもの

a 網の猿具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b 網の猿具1種類についての架設を行う。

(イ) わな猿免許に係るもの

a わなの猿具を見て、その使用の是非の判別について行う。

b わなの猿具1種類についての架設を行う。

(ウ) 第一種銃猿免許に係るもの

銃器の点検、分解、結合、装填、射撃姿勢及び脱砲並びに空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測等猿具の取扱いについて行う。

(エ) 第二種銃猿免許に係るもの

空気銃の圧縮操作、装填及び射撃姿勢並びに距離の目測について行う。

(3) 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、猿具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について、択一式の筆記試験を行う。

3 狩猟免許試験の順序

適性試験及び知識試験を技能試験の前に行うものとし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかつた者については、技能試験を行わない。

4 狩猟免許試験の免除

法第39条第3項の規定による網猟免許、わな猿免許、第一種銃猿免許又は第二種銃猿免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合は、知識試験のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識の試験を免除する。

5 受験資格

県内に住所を有する者。ただし、法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者を除く。

6 携帯品

(1) 狩猟免許試験受験票

(2) 筆記用具

(3) 眼鏡等の視力矯正器具

7 狩猟免許試験の申込み

狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を添付の上、住所地を管轄する振興局農業水産振興課又は一般社団法人和歌山県獵友会各支部に申し込むこと。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許手数料

5,200円（和歌山県証紙）とする。ただし、網獵免許、わな獵免許、第一種銃獵免許又は第二種銃獵免許を現に受けている者が、他の狩猟免許に係る免許試験を受けようとする場合にあっては、3,900円とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあっては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあっては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

8 免許申請書の提出期間及び時間

次に掲げる期間とする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(1) 7月14日（日）に実施する試験については、6月3日（月）から同月21日（金）まで

(2) 8月18日（日）に実施する試験については、7月8日（月）から同月26日（金）まで

9 その他

(1) 会場ごとに受験することができる人数に上限があるため、希望する会場で受験できない場合がある。

(2) 狩猟免許試験開始時刻に遅れた者の受験は、認めない。

(3) 新型コロナウイルス等感染防止のため、狩猟免許試験を中止し、又は日時、場所及び講習方法を変更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。

和歌山県告示第428号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 橋本市高野口町嵯峨谷字宮ノ前257、258の1、260の1、260の2、261

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

橋本市高野口町嵯峨谷字宮ノ前260の1・261（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第429号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町日足字峠1223の3（次の図に示す部分に限る。）、1223の4

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

新宮市熊野川町日足字峠1223の3・1223の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第430号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字新城字垣内平727の2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊都郡かつらぎ町大字新城字垣内平727の2（次の図に示す部分に限る。）

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第431号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年4月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3656	岩出市西国分字枯木561番1 の一部、562番1の一部	紀の川市花野491番地4 北村昇道	令和 6. 4. 3	6.00 6.25	64.79

和歌山県告示第432号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年4月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3674	新宮市佐野一丁目47番2の 一部、47番12の一部	新宮市三輪崎1156番地の59 有限会社紀南建設 代表取締役 垣内恒子	令和 6. 4. 3	6.00	43.05

和歌山県告示第433号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年4月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3649	岩出市宮字橋40番の一部、 41番の一部、44番1の一部	和歌山市東蔵前丁25番地 株式会社ASAホーム 代表取締役 朝野桂司	令和 6. 4. 4	6.00 6.00	36.98 35.62

和歌山県告示第434号

令和6年度和歌山県立学校校内無線ネットワーク通信機器等賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和6年度和歌山県立学校校内無線ネットワーク通信機器等賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

3 落札者を決定した日

令和6年3月27日

4 落札者の氏名及び住所

三菱電機フィナンシャルソリューションズ・和歌山電工・アステムソリューションコンソーシアム

(代表者) 三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社

東京都品川区大崎一丁目6番3号

(構成員) 和歌山電工株式会社

田辺市神子浜一丁目20番12号

(構成員) 株式会社アステムソリューション

西牟婁郡上富田町市ノ瀬2226番地の9

5 落札金額

359,898,000円（うち消費税及び地方消費税の額32,718,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和6年2月16日

和歌山県告示第435号

令和6年度和歌山県次期教育サーバ設計支援業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和6年度和歌山県次期教育サーバ設計支援業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

3 落札者を決定した日

令和6年3月27日

4 落札者の氏名及び住所

日興通信株式会社

東京都世田谷区桜丘一丁目2番22号

5 落札金額

30,998,000円（うち消費税及び地方消費税の額2,818,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和6年2月16日

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山県報 第508号

令和6年4月19日（金曜日）

有田市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画の種類及び名称

有田都市計画道路（3・6・8号内川港線）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

有田川町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画の種類及び名称

吉備都市計画公園（有田川防災公園）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課